市から発出される文書類の元号表記について

元号が改められる場合の年表示につきましては、4月30日（火）までに発出される文書類に関して、原則として「平成」の表記を用いることが定められました。

各種申請書類の提出期限や、納税通知書等の納期限において「平成」の表記が用いられたものでも、5月1日（水）以降においては、「令和」に読み替える取扱いとなっています。

5月1日（水）以降に発出される文書類につきましては、新たな元号である「令和」が使用されます。

※今月号の「かいらん」においても、5月以降の年月日については旧元号表記を使用しています。

ごみ焼却炉修繕による ごみ減量のお願い

清掃センターに2基ある焼却炉のうちの1基が故障し、復旧に4～6か月程度かかる見込みです。

焼却時間の延長やごみの一部の市外搬出を行いますが、ごみ持込量が多く、処理が追い付かない状態です。家庭、事業所とも一層のごみ減量をお願いします。

ご迷惑をお掛けしますが、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

◎お願いしたいこと

①大量の可燃ごみは、持ち込みを控えてください。

②草木などは、なるべく堆肥化するなど減量をお願いします。

③燃えるごみの約半分は、紙・布類です。古紙類（新聞、雑誌、段ボール、雑がみ、紙パック）は分別収集に、古着類は拠点回収に出すなど、リサイクルにご協力お願いします。

④可燃ごみの収集時間が、通常と異なる場合があります。午前の収集地区は、8時までに、午後の収集地区は、13時までに、ごみ出しをしてください。

問合せ先
環境対策課（清掃センター内）
☎㉒6686

住宅用太陽光発電システムの設置費を補助します

対象者

①下田市民で、自ら所有・居住する住宅又は購入する新築・建売住宅に機器を設置する予定の方（工事完了時点で下田市民となる方を含む）

②世帯全員が市税の滞納がないこと。

対象機器

①未使用品の機器であること。

②次に掲げる保証が、設置後10年間、製造メーカーにより付されるもの。

・太陽電池モジュールの公称最大出力の80パーセント以上の出力を保証するもの。

・正常使用にもかかわらず、太陽電池モジュール、パワーコンディショナ等システムの主要部分が故障した場合、無償修理（同等品との交換を含む）を保証するもの。

③リース契約によるものは不可。

補助金額　1キロワットあたり3万円（12万円を上限）

当初予算額　84万円

申請方法　補助金交付申請書に次の書類を添付して申請してください。

①世帯全員が入った住民票（工事完了後も住所が変わらない場合のみ）

②発電システム設置工事同意書（住宅所有者が複数いる場合のみ）

③設置に要する費用の内訳が記載された工事請負契約書（建売住宅のときは売買契約書）又は見積書の写し

④システムの公称最大出力など仕様がわかる書類

⑤システムの設置個所の計画図及び設置個所を含めた住宅全体が入った現況写真

⑥市税の完納証明書（課税されている方全員分）

注意事項

①補助金交付決定前に設置工事に着手（建売住宅の場合は電力受給契約又は建物の引渡し）した場合は、補助金が支給されませんので、工事前に申請してください。

②平成32年3月19日（木）までに電力会社と受給契約をすること。

その他　書類等はホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。

申請・問合せ先
環境対策課環境保全係
☎㉒2213

重度心身障害者タクシー券の助成を行います

市内に住所を有する在宅の重度障害者の方に、平成31年度末まで有効なタクシー利用券を交付します。

※ただし、自動車税又は軽自動車税の減免を受けている方は除きます。

対象者

・身体障害者1級・2級の方

・療育手帳Aの方

・精神障害者1級・2級の方

助成の内容

1乗車につき中型又は小型タクシー初乗り運賃の利用券を1人につき24枚交付します。

申請に必要なもの

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、認め印

利用できるタクシー会社

・伊豆急東海タクシー株式会社

・株式会社栄協

・ヒフミ自動車株式会社

・社会福祉法人春栄会ケアセンターうばめ樫（介護タクシー）

申請・問合せ先
福祉事務所障害福祉係
（窓口⑥）☎㉒2216